

広島市立大学性の多様性に関する教職員の対応に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「広島市立大学性の多様性に関する基本理念と基本方針及び対応ガイドライン」(令和7年1月22日教育研究評議会審議を経て学長が決定。以下「ガイドライン」という。)に基づき、広島市立大学の教職員が適切に対応するために必要な基本的事項を定めるものとする。

(教職員の基本的な対応)

第2条 教職員は、性の多様性に関する理解の増進に努めるとともに、ガイドラインに掲げる基本理念及び基本方針並びに対応ガイドラインの趣旨に沿って対応するものとする。

2 前項のほか、教職員は、アウティングが生じることがないように、特に注意を払うものとする。

(ガイドラインを推進する体制)

第3条 ガイドラインに関する取組は、次の教職員が共同して取り組む体制により推進する。

- (1) 副学長(教育・学生支援担当)
- (2) 事務局長
- (3) 総務室、教務・学部運営室及び学生支援室の室長及び担当職員
- (4) 心と身体の相談センター長及び担当教職員
- (5) ハラスメント相談室長
- (6) 前各号に掲げる者のほか学長が指名する教職員

2 前項の体制を「性の多様性支援グループ」と称し、ガイドラインに基づく次の取組の実施主体となる。

- (1) ガイドラインの周知
- (2) 研修会の開催等教職員の理解増進や適切な対応を図るための取組
- (3) 性の多様性に関するホームページの開設やパンフレットの作成
- (4) 総合相談窓口(ただし、相談担当教職員を限定)
- (5) その他性の多様性に関する理解増進を図るための取組(既存の部署に馴染まないもの)
(相談担当教職員等)

第4条 ガイドラインに掲げる相談窓口に、その所属長が指名する相談担当教職員を置く。

2 前項の相談担当教職員のほか、ガイドラインに掲げる取組その他性の多様性に関し学生等から相談を受けた教職員は、適宜、相談に応じるものとする。

(相談への対応等についての協議調整)

第5条 次の事項について協議調整が必要なときは、性の多様性支援グループに、関係する教職員で構成する協議体を置く。

- (1) 相談への対応
- (2) 第3条第2項の取組
- (3) その他ガイドラインに関する事項

2 性の多様性支援グループの構成員又は学生等から相談を受けた教職員は、前項に規定する事項に関し協議調整が必要と認めるときは、性の多様性支援グループの構成員へ、協議体の設置・開催を依頼するものとする。なお、相談への対応について協議体の設置・開催を依頼

する場合は、あらかじめ相談者（相談者が当事者でない場合は当事者）の了解を得るものとする。ただし、相談者（相談者が当事者でない場合は当事者）を匿名として依頼する場合は、この限りでない。

- 3 協議調整に必要なときは、性の多様性やマイノリティの立場について深い理解を有する教員にアドバイザーを依頼することができるものとする。

（トラブルへの対応）

第6条 アウティングその他のトラブルへの対応について、前条の協議体では解決が困難な場合など必要なときは、相談者（相談者が当事者でない場合は当事者）の了解を得た上で、ハラスメント防止委員会その他関係する学内委員会へ付議するものとする。

- 2 前項のハラスメント防止委員会において必要な場合は、理事長が参画するものとする。

（守秘義務）

第7条 性の多様性に関する相談・協議・対応等に携わる教職員は、相談者（相談者が当事者でない場合は当事者）の了解を得ている場合を除き、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。間接的に知ることができた教職員も同様とする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、ガイドラインの推進に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この要綱は、本学における性の多様性に関する理解の増進その他の状況に応じて、適宜、見直すものとする。

附 則

この要綱は、令和7年3月3日から施行する。